



(注意事項)

死亡一時金及び未支給年金の請求ができる方は、死亡した者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた方で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(未支給年金の請求の場合は、平成26年4月1日以降に死亡した者から、請求できる遺族の範囲が三親等内の親族までとなります)の順で請求できます。先順位者がいる場合は、後順位者は請求できません。

また、未支給年金及び死亡一時金を請求する場合は下記の同一生計証明及び添付書類等が必要となりますので、必要な証明を受け、書類を添付してください。

なお、未支給年金や死亡一時金がある場合であっても、返納していただく過払い金がある場合には、当該年金や死亡一時金は返納に充当させていただきますのでご了承ください。

この届出書に添えなければならない書類

- 1 表面(1)で被保険者を○で囲んだ場合は、死亡した者の「農業者年金被保険者証」(現に保有している場合に限る)
- 2 表面(1)で受給権者を○で囲んだ場合は、「農業者年金証書」(紛失したときは「農業者年金証書紛失届」(給付-4))
- 3 死亡した者の死亡日を明らかにすることができる戸籍の謄本、住民票の写し又は死亡日に関する市区町村長の証明書等
- 4 表面(2)で未支給又は一時金を○で囲んだ場合は、
  - 1) 死亡者と請求者との続柄を確認できる戸籍の謄本等
  - 2) 下記の「同一生計証明」欄の証明が受けられない場合は、受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことが明らかにできる書類(住民票の写し等)

同 一 生 計 証 明

請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

令和      年      月      日

住      所

電話番号

証明者

職      名

氏      名

(注) 証明は、民生委員、町内会長及び農業協同組合代表理事などの第三者から受けてください。